

湯沢市野球場使用料（平成26年4月改定）

○泉沢球場

4時間につき 510円

○皆瀬野球場

区分		使用料	放送設備・スコアボード 使用加算額
アマチュアスポーツに使用する 場合		1時間につき 510円	1回につき 510円
その他の催物 に使用する場 合	営利を目的としな い催物であるとき	1時間につき 510円	
	営利を目的とする 催物であるとき	1時間につき 5,140円	

備考 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、当該端数を1時間として計算する。

○稲川野球場及び雄勝野球場

区分		使用料	照明使用加算 額	放送設備・スコアボー ド使用加算額
アマチュアスポーツに使用 する場合		1時間につき 1,020円	1時間につき 4,110円	1回につき 1,020円
その他 の催物 に使用 する場 合	営利を目的としな い催物であるとき	1時間につき 1,020円		
	営利を目的とする 催物であるとき	1時間につき 10,280円		

備考 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、当該端数を1時間として計算する。